

表 法人税、個人所得税、源泉徴収税の改正内容

(1) 法人税

課税対象	従来 of 税率	2022年10月1日以降 of 税率
標準税率	24%	30%
中小企業	14%	30%
外貨で支払いを受け取る輸出事業	14%	30%
特定事業	14%	30%
教育サービス	14%	30%
観光の振興	14%	30%
建設サービス	14%	30%
農産物加工	14%	30%
ヘルスケアサービス	14%	30%
宝石・貴金属	14%	30%
保健省、保健サービス局、スリランカ陸軍、スリランカ海軍、スリランカ空軍、スリランカ警察、COVID対策センターに健康保護具や同様の製品を供給する、スリランカ投資委員会に登録している輸出会社	14%	30%
2021年1月1日から2021年12月31日の間にコロンボ証券取引所に上場した企業	14%	30%
再生可能エネルギーにより電力を供給する企業	14%	30%
製造業	18%	30%
キャピタルゲイン税	10%	30%

(2) 個人所得税

雇用から生じる毎月の定期的な課税対象の所得	税率
100,000ルピー以下	課税対象外
100,000ルピーより多く、141,667ルピー以下	雇用から生じる毎月の定期的な報酬の6%から6,000ルピーを引いた金額
141,667ルピーより多く、183,333ルピー以下	雇用から生じる毎月の定期的な報酬の12%から14,500ルピーを引いた金額
183,333ルピーより多く、225,000ルピー以下	雇用から生じる毎月の定期的な報酬の18%から25,500ルピーを引いた金額
225,000ルピーより多く、266,667ルピー以下	雇用から生じる毎月の定期的な報酬の24%から39,000ルピーを引いた金額
266,667ルピーより多く、308,333ルピー以下	雇用から生じる毎月の定期的な報酬の30%から55,000ルピーを引いた金額
308,333ルピーより多い	雇用から生じる毎月の定期的な報酬の36%から73,500ルピーを引いた金額

(3) 源泉徴収税

課税の対象	源泉徴収税率
個人に支払われる利子や割引額	5%
居住者に対する家賃(家賃総額が月額100,000ルピーを超える場合)	10%
非居住者に対する家賃	14%
宝くじ、賭け事、ギャンブルの賞金	14%
天然資源に関する支払	14%
ロイヤルティー	14%
非居住者に対するスリランカを源泉とするサービス料または保険料	14%
配当金	15%
居住者に対するサービス料(総額が月額100,000ルピーを超える場合) (i)授業、講義、試験、試験監督 (ii)販売・委託・勧誘により居住者である保険業者が得た手数料・仲介料 (iii)個人のサービスプロバイダーとして医師、エンジニア、会計士、弁護士、ソフトウェア開発者、研究者、学術関係者、が提供するサービス、または規則で定められた他の同様のサービス	5%
2018年4月1日付官報告示第2064/51号第85条(2)に基づく土地、海上、航空運送または電気通信役務に関する居住者による非居住者への支払い	2%
国立宝石ジェリー庁主催のオークションで販売された宝石の販売者に支払われる販売価格	2.5%

(注) 表内の「ルピー」は「スリランカ・ルピー」。

(出所) スリランカ政府資料から作成